

論文

自律的参画へのプロセス

——勤務評定闘争における「恵那人事協議会」の1957年度の記録から——

篠原 真紀子*

1. 研究の前提

1-1. 恵那の自律的集団は如何に成り立ってきたのか。

高い山々に囲まれる生活は、渋く固い栗の皮のような一刻心を培う。そういった山々を見あげ、恵那地方の教師たちは¹、独自の教育を実践してきた。教師達は、子どもがおりのままを見つめ生活実感のある学習をするようにと、戦後、生活綴り方・地域教育を行ってきた。授業の枠組みに規制されず、子どもの自発性から地域に根差した教育につながる実践は、教育界の中で異彩を華ってきた（森田 1986;1987）。

ただ、管見の限りでは、そのような教育が可能になった背景自体を問う研究は行なわれていない。本稿はその部分に焦点をあてて論ずる。

恵那地方は二市一郡から成るが、戦後から住民の社会問題への意識が高い地域として知られていた。1960年代前半に子どもによる自主運営・自主学習の性格を有する「豆学校」集団と教師の集団「民主教育を語る会」が恵那地方全域に広がった。その元を探ると、1957年全国日本教職員組合（以下「日教組」と略）に異を唱えた恵那教職員組合（以下「恵那教組」と略）の関与が突きとめられた²。

1950年後半、教員の中立性を求める勤務評定（以下「勤評」と略）が国家的に行われ、その抵抗として勤務評定闘争（以下「勤評闘争」と略）があった（「戦後日本教育史料集成」編集委員会 1983）。日教組の各支部は厳しい弾圧に遭うが、その中で恵那教組は親、地方教育委員会（以下「地教委」と略）、校長（校長会）と恵那教育会議を開催することで難を逃れた。その親については研究がなされている（佐貫 1988）。校長や地教委が入る経緯は不明であったため、1950年代の資料を調査すると、恵那人事協議会（以下「恵那人事協」と略）の資料に突き当たった。議事ノートが一部残存し、開始時は1953年度である。1957年度のみ恵那人事協の資料が多く存在したので、その資料を検討すると、恵那人事協の存在とその活動が明らかになった。本稿の目的はその明らかになった事項を記すことである。

1-2. 先行研究と本研究の位置づけ

1957年、勤評闘争が恵那地方にもあったが、恵那の教育史の先行研究は1958年恵那教育会議という市民会議開催以降に集中している。1960年代から1980年代の恵那地方の綴り方や地域教育実践については千葉大学、岐阜大学、武庫川女子大学、日本福祉大学、日本体育大学、東京大学、都留文科大学の学生が授業観察を断続的に行っている。恵那の教育運動史については地域の教育自治の観点から研究がなされている（森田 1986;1998;2000、坂元 2000、田中 1983;1988）。

恵那教組に注目し研究しているのは森田道雄と佐貫浩であるが、佐貫は勤評闘争運動史の観点による論述、森田は教育行政史に関する研究を行っている。両氏の研究を分析したものとして山沢敏樹の論文がある（山沢 2012）。

佐貫の論考では、勤評に対し、日教組各支部がストライキ実施で崩落する中、恵那教組の難を逃れた市民会議の

キーワード：自律的、参画、恵那、人事協議会、生活綴り方

* 立命館大学大学院先端総合学術研究科 2014年度3年次転入学 公共領域

重要性が述べられているが、恵那人事協については触れられていない（佐貫 1988）。他論文も勤評を扱うが一指導者を中心とした考察である。筆者は一人の中心人物ではなく、組織体は何を行ったかに着目する。恵那地方の綴り方・地域教育は誰かの独断で物事がなされることを嫌い、いつも話し合いを重んじ一人ひとりの意見を反映する形として集団で物事を決定し実践してきたからである。そうすると教育行政が問題となるが、恵那地方の教育行政については森田が詳しい（森田 1985）。森田論文には教育委員会連絡協議会とあるが、これは岐阜県下 12 市の教育委員の連絡会である。収集資料中には学校人事協議委員とあるが、聞き取り調査によれば、その実質は恵那教職員組合の下部組織のようである³。依然として恵那人事協の内容は不明である。筆者はこの人事協議会の研究未着手の 1957 年度の資料を中心に、その詳細を示す。

この論考で扱う一次資料は、筆者が恵那教育研究所及び中津川市立南小学校で 1950 年代の資料を探索点検中、研究所で見つけた資料である。公表されたものと内部資料を含んでいる。公表の仕方については所蔵場所の恵那教育研究所の助言により、資料公表は研究目的に限り、公表資料はそのまま表示、内部資料は個人的な事情をもつ場合は匿名表示することとした。

1-3. 1950 年代中期から後期における国の教育に対する論調

1954 年 4 月 12 日 19 回国会の文部委員会で「偏向教育」について話し合われた。24 例の関係者が証人喚問されたが、恵那もその一例として、3 名の教育関係者が赴いた。その一人、恵那地方の校長会長三宅信市は、社会問題に関心のある 900 人が集まった集会での松川事件の議論について答弁している⁴。委員会に出席した大達茂雄文部大臣は、偏向教育を払拭し、教員にも公務員と同様、中立性を固守すべく教育二法を成立させた。政治的な授業や集会は、当法律では中立性を欠く事項で、当時の首相、吉田茂は自身の著書で教師の勝手な学校管理と痛烈に批判している（吉田 1954: 457-459.）。

教育二法とは、1954 年に公布された「教育公務員特例法の一部を改正する法律」と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」である。法の趣旨は、教育公務員の選挙運動などの政治的行為を、国家公務員並みに制限するところにある。教育二法制定後、教員に対する評価、勤務評定が実施された。1957 年 8 月 13 日、文部省大臣官房人事参事官発各国立学校の長宛「文部省本省職員勤務評定実施現定」（昭和三十二年文部省訓令）が出され、これに準ずるかたちで各地の公立学校も教師に対する勤務評定が行われた。評定内容は、その人の性格、行為に至る細かな内容である⁵。

2. 恵那人事協議会にみる組織形成過程



図 1 議事録表紙
恵那教育研究所蔵（所蔵場所の許可を得て筆者撮影掲載）

本章では、勤務評定の訓令が出された 1957 年度の恵那地方における研究未着手資料を取り上げる。調査資料は恵那人事協が行なった数々の活動を示し、議事録は活動経過中話し合われた記録である。なお、正確には一点前年度に本年度の執行を行うための書簡と次年度に本年度の反省による議事録を含む。

2-1. 「全国教職員組合」の 1957 年度における運動方針と恵那教職員組合

日教組は当組合出版の『教育新聞』1957 年 5 月 17 日付の新聞で、当年度の運動方針全文を明記している（日教組 1957）。様々な議題が掲げられるが、日教組本部は給与の減額は教育費削減の元凶、また、同一時に同一行動なくして変革は不可能と考え、昇給と統一を強く要求し、父母への啓蒙を求めている。恵那の教師はこの二事項に躊躇した。この時期、恵那の人たちの生活は大変厳しかった、それに対し教師は極めて恵まれており、父母に教師の賃金昇給要求の理解を求めるとできなかった（恵那教組 1957 年 6 月）。

1957 年 6 月に開催された支部大会で恵那教職員組合運動方針を打ち出すが、文面自体は日教組とあまり変わらない。しかし、恵那教組は統一行動を強制指示する日教組を「組合の官僚化」と批判し、6 ヶ月の組合費不払いを実行した。方針転換の項目に「生活と権利を守る問題」について「先生は高い月給をもらって、休みなんかもたんとあって、全く楽なもんや。」など一般父兄の実感を文面に入れている。また、「子どもと教育を守る問題について」、「親

との結びつきについて」と続き、「校長との関係について」では、校長に対して、組合員の要求や利益とは一致しない面も多々あるが、無謀な攻勢と闘うため、校長との協力は不可欠な現実を苦慮しながら、対立する面を強調せず統一出来る面を拡大する事を宣言している（恵那教組 1957年6月）。また、「職場での活動について」、「反対意見も出ないことこそが、分裂の危機に近いものであることを素直に認めよう。」と、自由論議から説得と納得で一致点を見つけようと謳っている。父母との共闘については、日教組は父母へ組合方針の啓蒙を目的としたが、恵那教組はまず親たちが何を考えているのか、親周辺で起こる社会問題が何かを一緒に考え解決するのが「親との共闘」だと考えた。日教組本部や他の支部教組からは、「親たちにごまをするのか」という批判が相次いだ。

校長会との共闘についても、恵那教組は校長とは手をつなぐ必要があると考えた。しかし、日教組本部や他の支部教組は「何をやっているのか。御用組合か」と恵那を批判した。

恵那教組はそれまで日教組本部の指示に従ってきたが、主義主張し、自分たちで組織を維持することとなった⁶。

2-2. 選出議員で構成される恵那人事協議会

この年度の恵那人事協会長三宅信市は1957年1月20日付で、次年度の1957年度人事異動に関する要望書を恵那市と中津川市の2市の教育長と、郡の教育を司る恵那教育課長に提出している（資料①）⁷。

「現場の実状や個人人権等が配慮されない憾が多いように思われる。内申権、具申権⁸を十分尊重し、慎重に諸方面の要望をきき、実際運営の上に支障を来たさぬように考慮し、個々人が不安動揺を来たさぬ配慮を願いたい。」などを要件とし、学級定数基準の引下げ、教員配当基準の引上げなど、教育予算の大巾増額を要求している。

恵那人事協は公的機関でなく開始から終了については不明であり、本論の目的はその実態を明らかにすることだが、1957年度の恵那人事協は運営段階で協議会の執行がスムーズにできるよう予め前年度の1月20日に上述した地教委への協力要請を行い、本年度7月2日より、人事協議員選挙管理委員会選出の会合から実質的な運営が始めている（資料②）。選挙管理委員長に推薦された大井小学校の山田嘉造教諭の指揮の下、選挙方法が決められている。恵那地方の小中学校は全て公立で全部で77校だが、僻地校が9校小中業務を同じくするので業務としては64校の扱いとなっていて、全域を6つに分け6部会がある⁹。校長を含め全教員が被選挙人且つ選挙人で、管理委員数は教員側と校長側に分けられ、教員側は全教員が全教員から8名を投票し、票数上位10名を委員、校長側は部会内で1名選出計6名としている。校長側6名中3名を協議会長に、教員側1名を支部長（分会長に相当）書記長1名と記されている。

選挙は、7月13日を候補者締切とし、24日から28日を投票期間として、結果6名の校長側の選挙管理委員、10名の教員側の委員が選ばれた。

7月16日第2回目の選挙管理委員会が開かれ、人事協議員の選挙が行われていった（資料③）。各候補者名が資料に記され、下に推薦票数が書かれている。人事協候補者推薦用紙提出65分校が有効で、1分校が無効と記されている。

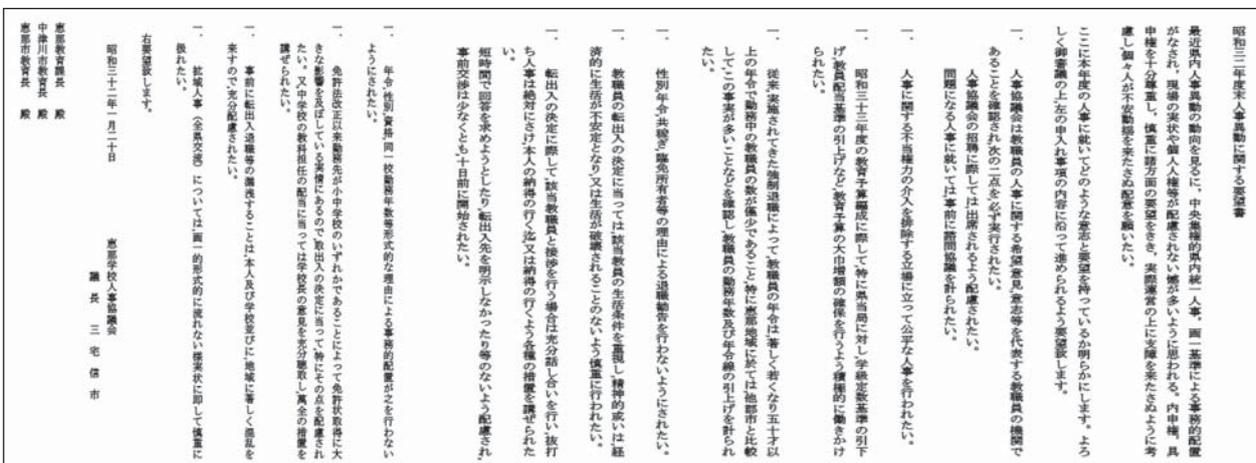


図2 恵那人事協議会が各地域教育委員会に宛てた要望書
 (* ガリ版手書き資料を筆者により活字化)

人事協委員の選挙は投票日を7月22日から28日で、無記名8名を完全列記としている。校長を1名自分の部会から選出するとあり、選挙管理委員選出と同様の手順が示されている。前年度引き継ぎの三宅信市、大野葦、三宅武夫の三氏は無投票と記されている。

7月29日に第三回選挙管理委員会が明智中学校で行われ開票作業の結果人事協議員選挙投票完了分会六五分会、未完了分会一分会と記されている。開票の方法は、部会別の開票で、校長側協議員について開票集計、教員側協議員について開票集計がそれぞれ行われている。校長側は部会より1名選出と明記されているが、結果的に選挙管理委員と同じメンバーであった(資料④)。選挙の結果、教員側協議員は17名が当選した。選挙管理委員でも協議員の被選挙権の資格もっているようで、選挙管理委員であった教師が人事協議員の選挙でも当選している。これをもって投票した教師は人事に送り出した人事協議員と同じ、もし人事協議員に選ばれた教師の身に何か起これば、選んだ教師全体の問題として考えるという¹⁰。投票するという行為は運命を共にする証しであり、代表者と共同体になる表明を意味するのである。責任を代表者に押し付けるのではなく、選ぶ時に代表者と共に歩む覚悟をして選ぶのだという。これが民主主義を徹底した恵那の戦術だという。

2-3. 恵那地方全ての小中学校に実施した実態調査

1957年8月19日第一回人事協議会が恵那教組の組合事務所で開かれた。一回目は全員参加で、1つ目の議題として運営組織が会議で選出され、次のように記されている(資料⑤)。

議長(会長) 三宅信市。
副議長(副会長) 三宅武夫。大野葦。
事務(事務長) 水野博典¹¹。

水野は当時、恵那教組の支部長であった。

当時、恵那人事協とは別に各学校には学校人事協議委員が学校内の諸委員会の一つとしてあった。勤務評定を直前にした1957年度は、学校人事協議委員と勤務評定の闘争委員は必ず誰かが担当していたことが、恵那人事協が全学校に宛てた教員の異動希望調査依頼や勤評アンケートの依頼主から理解される。

2つ目の議題として人事協議会の任務について話し合われ、現状の確認についての調査が先ず必要であることを合意確認し、児童、生徒数の増減調査、職員配置について、具体的には学級数、休職(結休)補充職員、期限休を基礎調べとし、次にその実態調査を基に、恵那人事協としての「正しい要求」を決めるとした。学級定員及び配置定員を学校教育法と文部省への要求事項と照会検証し、分析から得られた要望を県教育委員会及び校長会に提出することが決議された。県対策の方向性として、県一体の強力な対策部を設けるべきだと意見が出され合意されている。恵那人事協の主張する「正しい要求」を父兄、県議員、教育委員会、PTA、婦人会に認めさせることが目的だと決議した。

この決議を得て、恵那人事協は1週間後に、生徒定員と職員配置について恵那地方全域の小中学校の実態調査を行った(資料⑥)。この調査の集計結果の出元は「恵那学校生活協同組合岐教組恵那支部」となっている。1957年時点の児童数、在学級数来年度学級数、現在職員数来年度職員数を全て調べた総数から、学級数の減少数に対し教師の減少数が多い事例を突き止め、再調査問題校としている(資料⑥)。

1957年9月13日に第2回人事協議会が大井小学校校長宅で行われているが内容は次の通りである(資料⑦)。経過報告を学校選挙協議会、教師の規定の項、その中身として運動に関する当面の戦術、専従職員補充の件と記され、団体交渉結果は傍線で消されている。議題は1. 調査結果の報告とそれに基づく対策。2. 勤務評定対策となっており、再調査問題校として山岡西・東中学を挙げている。この2校は統廃合で問題となっているからである。教委対策も議題項目である。またT中学校の校長不在も話し合われている。校長不在の混乱は教育現場だけでなく人事においても起こっていたことが記されている。記録には、「校長を作れ、T中人事協議会の意志を尊重すること。教頭が校長の職務を代行することができるか? 校長を早急に任職せよ。」とあり、(恵那地区内で)課長へ申し出ることと書かれている。「学校の意向をたしかめ、学校の態勢をととのえよ。」という内容の書面を休職中の校長に出している。

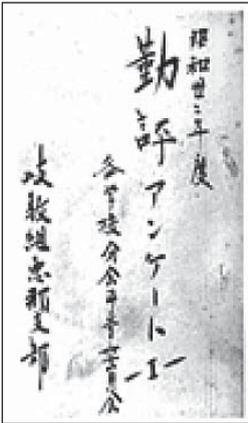


図3 勤務評価アンケート
(所蔵場所の許可を得て筆者撮影掲載)

また、恵那人事協は、その問題に付随して「昨年度の校長推薦者 × H中 N. M. N中 T.S.」他などの記録から、校長を誰にするかという人選を検討する記録もあり、言葉だけの促しに終わってはいない。

また、当年度の恵那人事協会議の議事には常時、勤務評定対策が組み込まれている。勤評対策として、「原則的に一括反対」「戦術的に、優秀上の者のみ評定するという案は、評定を二段階・総合評価にしたし」「学校毎に充分問題にする」「反対点と反対理由を明らかにする」「アンケート みんなの声を集計する」などの合意事項が議事録に記載されている。これを受けて恵那地方全ての小中学校に向けて勤務評定アンケート調査が実施された。出所は教職員組合恵那支部となっている。恵那人事協の書面の便箋下にはやはり「岐阜県教職員組合恵那支部」という文字が印字され、便箋の下部は恵那教組のものである。校長や教頭以外はほとんどが組合員であった恵那であるが、内容によって名称を微妙に替えている。

アンケートは勤務評価に関して、恵那地方の全小中学校に対し、①闘争委員会立ち上げの経緯、②勤評阻止行動に具体的な考え、③闘争に対し現在困難となっている事項、④学校闘争委員会から恵那教組への要望などを項目として、半構造的自由記述方式になっている

(資料⑧⑨)。

吉田小中学校

「子供に教育する内容が小さくなる。」

付知町東小学校

② 評定の名にかくれて教育委員会や校長の支配権をかため中央集権を強化し学校教育を政府の先棒をかつぐ機関としようとしていること。

加子母小学校

③ 校長先生の主観が多くなって公正な機会なれば まだしも 機会と熟知を異にする職員はみじめだ。又人間である以上全部が全部 校長と同意見であるはずがない。

山岡東小学校

③ ・抗議集会、文書陳情、一斉早退等果して敵の力を弱めることに果して効果があるだろうかという疑問になる。
・父兄との共斗はむしろ逆効果、農村では父兄が却って勤務評定の実施を喜んでいる程だ。
・然しこうした中で何とかこうした中で何とかしてでも阻止しなければならないとは誰も考えている。・校長を反対闘争から絶対に脱落させてはならん。

蛭川小学校

① 1. 教育に無経験な（無免許者）地教委、県教委がどのようにして教育効果の判定をするのか。

明智小学校

③ 地教委にはっきりとした、反対の態度がないと、絶対反対の運動は至難だ。
④ PTA など父兄の側から中央に働きかけることも望ましい。

中野方小学校

② ・直接行動、統一集会（全岐教組）辞表（全員）の提出。

- ・間接行動 父兄との話し合い。地教委を学校にまねき懇談する。
- ④ ・強力な運動を起すか、さもなくば無関心をよそおう。
- ・その場合弱腰ではなく全員辞表をもって反対の為の集会。
- ・新聞による宣伝あらゆる手を打って阻止の運動を起す。

坂下小学校

- ② 1. 校長会では弱い線が出かけていると聞かすが、まず校長側と真険に話し合い意志統一する必要がある。

アンケートでは地域の事情によって勤評の理解が困難である回答になっている。補足として当時の教師へ聞き取りを行うと、教師たちは生徒の家の手伝いや、父母や家族が困っている問題の相談にあたったという。そうして、その問題と子どもの綴り方内容に一致点を見つけ、父母と連帯したという。

教師が校長に評価をされることに対して、教師たちは嫌悪感を記しているが、一方で、話し合いによって教師側の意図と校長との一致点を見つけようとしている。つまり話し合いによって共闘しようとする回答であった。

2-4. 人事をめぐる取り組み

全教員の人事希望受理前

10月23日第3回人事協議会が開かれているが、まず二市一郡の教育長交渉結果と県教育委員会の人事異動方針の経過が組合専従の石田和男氏より報告され、中学校の1学級定数55名、小学校の1学級の定員を58名にし、教師の配当定員を増すこと。最大限の要求がよいのか、ギリギリの要求か。どちらが実現しやすいかが検討されている(資料⑩)。そして、「各学校に火をつける」と書かれており、なぜ配当定員増が必要かという事項として、もし評定で不当解雇があれば、残った教師が過重労働を強いられ、生徒の面倒がいきとどかなくなる可能性があることを確認し合い、3交渉を計画している。人事協の提案で四地区にわかれて学校協議会長、校長との話し合いをもつこと、人事協として二市一郡課長及び教育長との話し合いをもつこと、県校長会、県教組に働きかける。そして、県人事対策会議を開く様に働きかけ、提案事項として、先にあげた小・中学校配当定員と、養護教諭・職業教諭、事務職員・司書教諭の配当率を上げること、復職者の補充に関する問題を具体的に指定することが提案された。まず、中学校の定員配当の問題を中心に闘いを組織化することを戦術目標すると合意している。ここでPTAを利用すべきか話されるが、学校の自由度は、父兄の自由論議のためにもあるとして、利用しないことにしてある。学校(教育)問題連続ニュースの発行¹²により組織を通じ問題を拡大化と記している。また、課長、教育長交渉は当面、地区別で非公式面接交渉を持つ戦術が重要だと記されている。さらに、西尾中津川市教育長には三宅(武夫)、丸山の2氏が、堀恵那市教育長には三宅(信市)、山本、小倉の3氏が、本荘課長には大野、水野、石田の3氏が交渉を持つとされている。

県には校長会と教組、人事協議会がそれぞれ働きかけ、主として校長会が申し出るよう記されている。地教委が実質的に動ける恵那教育振興会(仮称)を作るべきとも書かれている¹³。交渉の歩調は、校長会、教組が同歩調で行うことと記されている。

10月23日の戦略の構想の検討は、次の人事協議会で具体的な交渉戦略へと進められている。12月13日組合事務所で開催された第4回人事協議会では、経過報告の中で県教委の校長異動対策が報告され、議題の中で、定員問題対策、勤務評定対策、人事に関する要望書提出について話し合われている(資料⑪)。定員問題は教員配置の問題に直結しており、人事と表裏一体の議題ともいえる。

県教委への57名(小中学校長)案提出、市教委と12市教育長会議へ申入れ、県校長会には陳情中、県教組への要望書提出が準備進行中であると明記されている。その行程で県教委との事務局の意向をさぐる。校長会、教組、人事対策部共同で交渉することがポイントであるとしている。校長と人事協議会長会議の具体的予定として、一、二部会では柘植校長が責任者となって明智小学校で29日12時に、三部会は三宅校長が責任者として大井小学校19日13時30分から、四、六部会は三宅校長が責任者となって南小学校20日13時30分から、五部会は梶田校長が責任者として田瀬小学校で19日12時30分から行う予定が記されている。

翌1月には恵那人事協で人事異動の要望書作りが行われ、各学校に提出することを地教委課長に交渉したことが記されている。郡市交渉の留意事項として、全県的交流と永年勤続、校長は地教委に働きかけ、教員は校長に働きかけることとある。

1958年1月20日に三宅氏が校長を務める大井小学校で第5回人事協議会が開かれ、具体的人事配置について昨年度の要望を基に分析しながら本年度の要望の取り決め事項が記録されている。議長・副議長への申入事項の整理、人事異動に関する申入れ事項について、これは県の基本方針に対する恵那人事協の基本態度を明らかにすることとし、人事協議会の役割と意義を明らかにすることが明記され、昨年度の要望書に基づく検討から1957年度の要望事項が整理された。この人事協議会に本荘課長、堀教育長、山本氏出席とあり、議長が地教委と教育長に申入れたことが記されている。その中で「東濃は年令的に若いので校長の新任者が多郡市より入る心配がある。(囑託校長)」と記されている(資料⑫)。人事協は高齢者対策を話し合い、恵那教組として2月1日に高齢者調査を実施し学校一覧を作成し、不当な人事がないかを確認している(資料⑬)。

2月6日の第6回人事委員会で、来年度の地教委と校長の人選が行われた。次はその一覧である(資料⑭)。

本荘教育課長殿		恵那学校人事協議会	
昭和三十三年二月六日			
次の人物を各職種の適任者と認め候補者に推薦 します。(順序不問)			
課長候補	西尾 岩夫	福岡小	
	小木曾行雄	恵那東中	
校長候補	岡庭 肇	河合小	
	安江 尹	大井小	
	高山 清	中津二中	
	小倉 克己	恵那東中	
	水野 博典	飯地小	
	今泉 太朗	岩邑中	
	伊藤 棟一	岩邑中	
	井川 幸二	明智中	
	千早 六雄	中津南小	
	原 正元	長島小	
	岩松 藤市	山岡東小	
	北原 恭平	田瀬小	
教育主事候補	日比野 一郎	恵那西中	
	今泉 太朗	岩邑中	
	小倉 克己	恵那東中	
	三宅 鉅	中津南小	
社会教育主事候補	水野 博典	飯地小	
	今泉 太朗	岩邑中	
	山本 信夫	長島小	
指導主事候補	渡辺 春正	中津南小	
	丸山 雅巳	中津南小	
	山本 信夫	長島小	
	山本 信夫	長島小	

図4 地域教育委員会及び校長候補推薦者一覧
(*手書き資料を筆者により活字化)

候補者の過半数は恵那人事協員である。つまり、二市一郡の恵那の全小中学校の教師たちが選挙で選んだ委員が地域教育委員会の役員に推薦されている。灰色囲みは筆者が確認して施したものであるが、恵那人事協議員のメンバーである。

全教員の人事希望受理後

一方、各教師の転出希望に関しては、各学校の人事協議員と校長宛てに2通の人事異動調査要望書を送っているが、ここで、2通提出したところに留意すべき点がある(資料⑮)。つまり校長が体制側の意向で不当人事を試みた場合や校長の好みで不当人事を行った場合、人事協の意向調査と照らし合わされるためにむやみに権力を行使することができない仕組みになっているのである。人選に関して1月20日の人事協で教育課長も交えて人選について話し合われているが、人選をもう少し精選してという記述で終わっている。この時期の恵那人事協は、地教委の人選よりも、3月末日まで実際の教員の異動に恵那人事協の活動が集中していっていることが記録より伺える。

恵那人事協は各学校の校長と学校人事協議委員長へ2月8日に異動届提出を要請したが、その返答を受けて2月

26日の恵那人事協でその経過報告している。回答がそれぞれ校長側と学校人事協で食い違わないか、1校ごとに確かめている（資料⑬⑭⑮）。

下記左資料は恵那校長と学校人事協の不一致し再調査を求めているが、「一のことにつき、貴校人事協委員会への問合せを行うことは如何なものでしょう。」という記述のように、仮に校長が独断で人事を行使していたならば、人事委員に伝える旨が記されている（資料⑯）

1957年度時点での次年度転出入（長・勧告含む）一覧表（記載日不記だが1958年2月8日～26日作）と1957年度時点支部内学校一覧表1958年2月8日～26日まとめは1教師の氏名まで掲載している（資料⑰）。恵那人事協は第7回から第9回の人事協にかけて、公式・非公式に都度、校長の提出した人事とこれらの一覧に合わない者の氏名とその事情を確認し、話し合い、人事協で問題があるとした事項に対しては再度、書簡を送ってその是非を問いている。人事事情が明確になるまで、執拗なまでのやり取りを行った恵那人事協の書簡が残っているが（資料⑰～⑳）、実際に次のような（旗を振った）教員に対する圧力による不当人事がこの異動時に起こっていた（資料㉓㉔）。

人事異動に関する件（退職勧告）

本教諭 S. G. 君は三月四日学校長より課長面接の旨を受け翌三月五日事務局に行き課長に面接したところ“退職してほしい”とのことで結局“昭和三十四年三月三十一日に必ず退職するからもう一ヶ年はたのむ”旨の誓約書を書き署名捺印して来たとのことであります。そのことを本人から事前に話がなく三月七日の午後になってはじめて本人からきいて残念に思っている次第であります。詳細は本人から先生のところへ報告するようにしておきましたが何卒宜しくお願い申し上げます。

三月十二日 H小学校人事協長 G. Y.

恵那人事協議会長 三宅信市殿

<p>要望書</p> <p>本年度、教職員人事における最大の問題でありました学級定数、教職員配当定数も、県当局において最後の決定をみましたが、この決定に基づいて引続き具体化せられます年度末人事異動に關し尤記具体的事項に就いての私共の意志と要望を明らかにします。</p> <p>去る一月二〇日御受理いただきました要望事項と共に、よろしく御審議の上、真に恵那教育振興のための人事行政を進められます様、要望いたします。</p> <p>記</p> <p>一、 退職勧告を止められたい。</p> <p>理由</p> <p>(一) 最後の決定をみた来年度の定数に基き私共が調査した結果、当地域に於ては来年度の教職員定数が現状のままでは若干の不足こそあれ、余剰は認められない。従って、希望なき退職の強行を認めることができない。</p> <p>(二) 如何なる名目であれ、高齢、高給、性別等による退職勧告は、教職員に対して不満と動揺を与えるばかりで、教育を真に振興させ得る処置として、その正当性を認めることができない。</p> <p>(三) 教職員の職務上、私行上の問題は、本人の理解と自覚性によつてのみ解決すべき問題で、その処置は指導的処置に止まるべきであると考える。</p> <p>二、 転出入は本人の希望に添う様、極力努力されたい。特に次の点については御留意願いたい。</p> <p>(一) 恵那地域外の転出希望者に関しては、受入先が本人の希望と異なる場合には、その旨を本人と話し合い、本人が現在地に止まりたい場合は、その様に伺はかかっていただきたい。</p> <p>(二) 恵那地域外からの転入に関しては、当地域出身の転入希望者を優先的に受け入れる様、努力されたい。</p> <p>(三) 僻地に長年勤務し、本年度転出の希望を持っている者や、結婚等の理由により学校運営・生徒指導のために転出の希望を持っている者に対しては、特に留意し優先的に希望がかなえられる様、配慮されたい。</p> <p>(四) 結核・普通給食者の復帰に関しては在籍への復帰を原則とし、止むを得ざる場合でも、病院交通その他病状回復は適した場所へ復帰できる様、御尽力たまわりたい。</p> <p>(五) 学校統合により山岡東、西中の移動に関しては</p> <p>a 該当校の教職員に機性をしわ寄せしない様にしていただきたい。</p> <p>b 東西両中学校の教職員の意見調査を行つて後、移動事務に着手していただきたい。</p> <p>c 該当校の教職員の現状と希望を基にして計画を樹てPTA・地教委等の意見極度に重視する様なことを避けていただきたい。</p> <p>昭和三十三年三月十五日 恵那学校人事協議会 議長 三宅信市</p> <p>教育課長 西尾教育長 殿</p>
--

図5 退職勧告休止の要望書
(※手書き資料を筆者により活字化)

このようにして起きてくる不当な退職勧告に対し3月15日に要望書を提出し、3月18日に県事務所へ三宅氏、水野氏の2名が赴き、問題解決交渉を行ったと記録されている(資料②③)。

そして、転出希望名簿一覧を作成し、最終的に3月18日付けで教育長に宛てている。

1957年度の恵那人事協は反省会を1958年度に入った4月21日に国鉄寮で行い¹⁴、特別出席として恵那郡統括本荘教育課長と永井主事、西尾中津川市教育長、堀恵那市教育長、恵那郡山本主事の地域教育委員会の人たちを招き、当年度の恵那人事協の執行を終えている(資料④)。

図6 転出希望名簿一覧
(※手書き資料を筆者により活字化)

3. 考察

ここまで恵那人事協が選挙から実態調査そして人事交渉まで行っていたことについて資料を基に述べてきたが、まとめとして、選挙、実態調査、人事実践について考察する。

選挙

選挙は、校長も含め恵那地方の全小中学校の教員が有権者であったことは重要である。また、開票状況が全て公表されるので、仮に一部の部会で投票率が非常に悪い場合、投票の怠惰が一目瞭然で、教員一人ひとりに責任を取らせる強制力がある。人事協議員の内訳も注目される。6部会に必ず校長が1名選出されるので、仮に教員側の票が一部に集中しても各部会は空白にならない。教員と校長の数バランスも重要で、校長が6名に対し教員は17名で、校長の権力行使はできない。各部会に校長が入っていることは交渉面で組合員だけより力を発揮する。校長には教育委員会と交渉できる意見具申権があるためである。

実態調査

恵那人事協議員は、一人の漏れも逃さないような実態調査の精査な読み取りと、不明箇所に関する討議、それか

ら交渉を重ねている（資料⑰～⑳）。

調査項目は僻地永年、結婚、校長候補、郊外転出、転出、転入、長期休職、休職期限、勧告など個人の問題に及ぶまで詳細である。なぜこのような詳しい調査ができたのか。それは1957年1月に地域教育委員会へ要望書を予め提出し、教育委員会の協力が得られるようにして地教委の内申権を利用しているからである。校長の意見具申権と地教委の内申権を利用すれば、公明正大に詳細な調査が可能である。細かな調査から不当勧告や年齢差別、高齢女性教員に対する僻地勤務の不利が明らかとなった（資料㉓）。

恵那の教師たちは、文部省からは偏向教育呼ばわりされ、全国日教組、県教組を批判した恵那教組は後ろ盾を失った状態にあり、内部で集団として固まる他はない状況にあった。具体的方策などなく、実態調査やアンケートの「1校もものがさず」の実施は重要である。1校の脱落が運動減衰をまねくだけでなく、人事協執行に関する情報漏洩の可能性を持つからである。

アンケートでは山岡東小のように、「父兄との共闘はむしろ逆効果、農村では父兄が却って勤務評定の実施を喜んでいる程だ。」と親への呼びかけを躊躇する学校もあれば、明智小学校「PTAなど父兄の側から中央に働きかけることも望ましい。」と親の要望を聞き入れる学校もある。

校長による勤務評定は、加子母小「校長先生の主観が多くなって公正な機会なれば まだしも 機会と熟知を異にする職員はみじめだ。」とどの学校も拒否する回答が多かったが、山岡東小「校長を反対闘争から絶対に脱落させてはならん。」と、どの学校も校長なくして闘えないことはわかっている。

地域教育委員会に対しても、蛭川小「教育に無経験な（無免許者）地教委、県教委がどのようにして教育効果の判定をするのか」としながらも、明智小「地教委にはっきりとした、反対の態度がないと、絶対反対の運動は至難だ。」とある。どの学校も理解してもらえない事は一致している。

勤評闘争についても、山岡東小「抗議集会、文書陳情、一斉早退等果して敵の力を弱めることに果して効果があるだろうかという疑問になる。」と戸惑いながらも、中野方小中のように全員辞表を覚悟して運動を起こすところもあり、地域の事情により異なる。

結局、校長と地教委を組合側の味方につける必要性が人事協に周知され、実際の人事では、各学校の校長と地教委、県教委に対する交渉が展開されている。

人事実践

人事の交渉において、親、校長、地教委を味方につけるのが恵那の方式であるが、これは全国的な勤評闘争の3類型の中で、神奈川方式に近い。勤評闘争について各々の組織の関係から丸山義王は3類型を示している（丸山2001）。勤評は文部省→都道府県教委→地教委→校長→教員と系列化した権力支配の整備を狙うものであったが、文部省・自民党対日教組・社会党という大きな2勢力の対立から発生した。各地で父母、教師、学校、組合、教育委員会、文部省という個人・集団を巻き込んで影響し合った（丸山2001）。愛媛型は、教師が日教組と親和し、父母と中立、文部省や県教委、地教委と校長は対立の立場をとった。秋田型は、日教組と親和、父母と中立、文部省や県教委、地教委には対立の立場をとった。神奈川型は、日教組や校長、父母と親和し、地教委と県教組とは中立、文部省と対立する。恵那はこれに類似するが、地教委と親和している。県教委も地教委の西尾中津川市教育長が、元は県教育長であったことからパイプをもっているため、中立、親和と単純には言い表せない。交渉次第で近くなったり、対抗的になったりする。しかし、地教委はそもそも構成員を恵那人事協から推薦した人たちがその役職に就いているので、地教委は言い換えると身内である。

また、人事協自体は教員の選挙から成り立っているため、文部省から教員に至る系統的な権力構造に対し、1教員から全体が構成されていくボトムアップの構造である。文部省に対して一貫して対立相手である他は流動的である。

父母、校長、地教委を話し合いによって良好な関係に保つ神奈川方式に近いが、神奈川方式では折り合いをつけて適合する方法であるのに対し、恵那の周到な部分は、地教委自体の人選を恵那人事協がコントロールしていることに特異性をもつところにある。つまり、行政に一定の力を示すのである。2月6日の人選による地教委への来年度の人選の要望であるが、このメンバー半数以上が人事協のメンバーである。西尾中津川市教育長は前述のように岐阜県教育長であり中津川市の教育長になったのも前玉置教育長の急死の欠員に入ったので、岐阜県教育長を選挙に

敗れて辞めたわけではなく（森田 1979）、県とのパイプは保ち続け、随所で県への交渉の場を開いている。

教組が地教委、PTA、校長の4者会議、すなわち、1958年以降恵那教育会議で共闘していくことはついでには森田（1979）、佐貫（1988；2014）がすでに明らかにしているところであるが、本論文において特筆される点は、教組だけの人事協にとどまらなかった組織が、地方自治の一形態として大きな成果をあげたと評価できるのではないかという点である。協議会には校長が含まれるという点を明記しておく必要がある。恵那人事協における校長は話し合いの交渉相手ではなく、協働者なのである。そして、この校長がメンバーに入っていることで、協議会は対等に教育委員会と交渉する権利を持っているのである。つまり、意見具申権の発動が人事協にある。そのために教育委員会への人事に関与が可能なのである。勤務評価についても、地教委に理解を得ると地教委は内申権があるので、とても詳細なプライベートに及ぶまでの調査が行えたのである。この実態調査は実質、文部省が詳細な調査を求めた勤務評定に匹敵するような精査されたものと考えられる。人事協は「一人も残さず不当な扱いを一教師が受けることのないように」と執拗なまでの細かい調査やそれに基づく交渉を行っているが、そのことが逆に、自分たち自身で勤務評定を行う結果になったということだ。

ところで人事協はどう成り立ったか、選挙に戻ってみると、一教師の一票から選挙で選ばれているわけである。つまり、一教師の一票の意向が恵那地方の地域教育委員会や校長の人事組織形成に関与しているということである。そして、教員側の人員が校長よりも半数以上多いわけであるから、教員側の意向がくみ取られやすい構造になっている。旗を振って実際に行動する反対闘争ではなく、いつ体制側に翻るかわからない校長と地教委を教師たちに向かわせようとした親和作戦といってよいであろう。恵那人事協は校長を使って、自分たちの意向を体制側に認めさせようとしたのである。

おわりに.

考察結果から着目されるのは、恵那人事協を介して恵那の教師達が、国家の側からなされる勤務評定に対し、単に批判して反対するのではなく、自分達で勤務評定そのものについて考えようと実践したことである。具体的には、①全小中学校全教員が被選挙者且つ有権者である恵那人事協の選挙、②恵那人事協の全小中学校全教員に対する実態調査、③全小中学校全教員人事要望を基にした人事実践、この三つの執行に共通するのは、全小中学校全教員が自律的になるような恵那人事協の集団づくりの戦略があるということである。人事に関する自分の意向が届くことは各教師が立ちあがる力となり得ている。

その上に今回の資料から得た新たな発見は、恵那人事協が地教委や当該の校長の人事に要望する力をもっていたことである。恵那人事協は校長を引き入れ地方教育行政官と校長の体制組織化を図ったが、これは「恵那の教育」への統制に対し抗力をもち、教育の自治を可能にしている。実践現場で教師たちが要求しても、要求を実現する施策を司る人たちとの協働なくして教育の自治は成り立たない。

ここに恵那の教師たちの自律的参画のプロセスが示されたといえる。

恵那人事協が推薦した渡辺春正は後に中津川市の教育長となり、その任期中に市民が支える集団の連帯による障害児者運動が進行した。これに関しては今後の課題としたい。

謝辞.

この論考を行うに当って、恵那教育研究所及び中津川市南小学校資料室の先生方にご協力をいただいたことを、深く感謝申し上げます。

[注]

- 1 恵那の教師は「教師」という用語を一生子どもの先生だと意味づけをしたので、その意味で使用する場合は「教師」と記載する。公務員としての職務で使用する場合は「教員」とした。

- 2 岐阜教組恵那支部、1957年6月「一。経過報告」「一。議事「運動方針に関する件」、「昭和32年度運動方針案」参照。
- 3 2015年6月末～7月初旬に筆者が調査した浅野信一・古屋章両元教諭の聞き書きより。
- 4 集まった人について三宅は国会の証人尋問で「若い先生がたでは「改造」だとか或いは「世界」だとかいう雑誌を読んでおる人が相当あったわけであります。」と答弁している。1954年4月12日19回国会文部委員会議事録より。
- 5 評価書には各々の観察事項を5段階評価で示されている。「文部省」「二〇」「文部省本省職員勤務評定実施規程」「文部行政資料」1957年通知等文書参照。
- 6 2015年6月17日中津川市立南小学校資料室にて当時恵那教組組合員の先生方への筆者の聞き書きより。
- 7 要望書作成経緯について直接には1956年度の議事録は残っていないが、1953年度から1955年の議事録は1冊の帳面に記載されている。1955年度の議事録の中に要望書は地教委の内申にもとづいて原案作成を議長に一任するとあり作成者は議長の三宅信市氏で、その内容の意図は「地教委の内申」と類推される。
- 8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第36条は、校長に職員任命権者に対する意見具申の権利を定め、地教委法38条1項では、地教委に、県教委が地方行政法37条1項の教員の任命権を行使する際、内申する権利を定めている（大津1992）。
- 9 恵那地方は恵那市、中津川市、恵那郡の2市1郡から成る。第一部会は恵那市から東部山間部を多く含む郡部に当り、第2部会は恵那市より東部で岩村、山岡など城下町を含む伝統的色彩の強い郡部、第3部会は恵那市中心部、第4部会は中津川市より北の坂下宿を長野県境の郡部、第5部会は裏木曾と呼ばれ下呂・高山に抜ける街道沿いの郡部、第6部会が中津川市に当る。
- 10 古屋章前恵那教育研究所所長の証言。4～7月初旬の聞き取りによる。
- 11 三宅氏は恵那の障害児教育に関与し、水野氏は社会教育主事から神坂小学校長となり、「豆学校・豆先生」運動を推進した。
- 12 恵那教組定期広報パンフレット「自由論議」等。
- 13 翌年恵那教育会議で実現した。
- 14 1955年度、1956年度の反省会の記録はないが、1954年度も年度が替わり5月19日に昨年の反省会とあり、学年末・学始の学校業務多忙時期から、少し落ち着いた時期に総まとめを行って年度を終っている。

一次資料（以下*付記は恵那教育研究所蔵を示し、●は具体的執筆者不詳を示す）

参議院会議録情報第019回国会文部委員会議事録、昭和二十九年四月十二日（月曜日）

文部科学省「公立教員の任命権について」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行政法第34条（教育機関の職員の任命による）（昭和31年法律第162号）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/009/siryu/03111001/001.htm

現代日本教育制度史料編集委員会、1986、「文部省」「二〇」「文部省本省職員勤務評定実施規程」昭和三十三年八月十三日文人任第一〇一〇号及び「二一」「勤務評定の実施について」昭和三十三年八月二十七日文人任第一一六号『文部行政資料』1957年通知等文書』『現代日本教育制度史料』12:218-251.

全国日本教職員組合、1957年5月17日付、「1957年度運動方針全文」、『日教組教育新聞』1～5面。

全国日本教職員組合、1957年8月21日・22日第43回中央委員会資料「経過報告」。

全国教職員組合、1957年、『教育情報』1月号上旬・中旬・下旬～12月号上旬・中旬・下旬。

岐阜教組恵那支部、1957年6月、「一。経過報告」「一。議事「運動方針に関する件」、「昭和32年度運動方針案」冊子。*

（以下の資料①～⑭は時系列の前後関係、次に資料に明記されていた表題に意味があり作成年月日→表題→作成者と資料の種類・所蔵場所に順に示す）

資料① 1957年1月20日「昭和57度末人事異動に関する要望書」（三宅信市）*

資料② 1957年7月2日「第一回選挙管理委員会」●（手稿）*

資料③ 1957年7月16日「第二回選挙管理委員会（恵那人事協議会）」●（手稿）*

資料④ 1957年7月29日「第三回選挙管理委員会」●（手稿）*

資料⑤ 1957年8月19日「第一回人事協議会」●（手稿）*

資料⑥ 1957年8月25日各学校依頼9月13日完成提出「1957年度児童生徒、職員数の調査集計表」●（手稿）*

資料⑦ 1957年9月13日「第二回人事協議会」●（手稿）*

資料⑧ 1957年9月13日「I昭和32年度勤評アンケート岐阜教組恵那支部」●（手稿）*

資料⑨ 1957年10月4日「昭和32年度勤評アンケートII」●（手稿）*

資料⑩ 1957年10月23日「第3回人事協議会」●（手稿）*

資料⑪ 1957年12月13日「第4回人事協議会」●（手稿）*

資料⑫ 1958年1月20日「第5回人事協議会」（9月13日～）●（手稿）*

資料⑬ 1958年2月1日「1957年度恵那地方小中学校教職員高齢者調査」●（手稿）*

資料⑭ 1958年2月6日「（候補者推薦）本荘教育課長殿恵那学校人事協議会」●（手稿）*

- 資料⑮ 1958年2月8日「人事異動調査についてお願い」三宅信市（手稿）＊
- 資料⑯ 1958年2月8日～26日「1957年度時点支部内学校一覧表」●（手稿）＊
- 資料⑰ 1957年度時点「次年度転出入（長・勧告含む）一覧表」●（手稿）＊
- 資料⑱ 1958年2月8日～26日「1958年2月26日第七回恵那人事協議会」●（手稿・説明加筆）＊
- 資料⑲ 1958年2月28日「A中人協会長S殿←恵那人事協議会会長三宅信市」（書簡）＊
- 資料⑳ 1958年3月4日「A中人協会長S殿←恵那人事協議会会長」（書簡）＊
- 資料㉑ 1958年3月6日「A中学校人事協議会会長S→市村対策委員長丸山雅己殿」（書簡）＊
- 資料㉒ 1958年2月28日「I小中学校長K殿←恵那人事協議会議長三宅信市」（書簡）＊
- 資料㉓ 1958年3月3日「I小中町学校長→恵那人事協議会会長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉔ 1958年2月28日「O小学校長S殿←恵那人事協議会会長三宅信市」（書簡）＊
- 資料㉕ 1958年3月4日「O小学校長→恵那人事協議会会長」（書簡）＊
- 資料㉖ 1958年2月28日「T小協協会長I殿←恵那人事協議会議長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉗ 1958年3月5日「T小学校人事協議会会長I→恵那人事協議会議長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉘ 1958年2月28日「T中学校長K・人事協議会会長H→恵那人事協議会議長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉙ 1958年3月17日「T中学校長・人事協議会会長2名合同→議長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉚ 1958年3月25日「T中学校人事協議会H→三宅会長殿」（書簡）＊
- 資料㉛ 1958年2月28日「Y中人事協会長H殿←恵那人事協議会会長三宅信市」（書簡）＊
- 資料㉜ 1958年3月6日「Y小人事協会長N→恵那人事協議会会長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉝ 1958年3月12日「H小学校人事協議会会長後藤勇雄→恵那人事協議会会長三宅信市殿」（書簡）＊
- 資料㉞ 1958年3月15日「H小学校S教員報告書→三宅信市（原本「一」と表記）先生」（書簡）＊
- 資料㉟ 1958年3月25日～4月21日「I教師→T人事協」（書簡）＊
- 資料㊱ 1958年2月20日～3月14日S教諭→恵那人事協議会会長「2月20日の要請受け3月14日話し合う事項」（手稿）＊
- 資料㊲ 1958年3月14日「第八回恵那人事協議会」●（手稿）＊
- 資料㊳ 1958年3月15日「要望書」（三宅信一）＊
- 資料㊴ 1958年3月15～20日「予定記録」●（手稿）＊
- 資料㊵ 1958年3月18日「岐阜県課長交渉」●（手稿）＊
- 資料㊶ 1958年3月18日「恵那市教育長交渉」●（手稿）＊
- 資料㊷ 1958年3月18日「恵那教育課長へ（転出希望名簿）」●（手稿）＊
- 資料㊸ 1958年3月27日「第九回恵那人事協議会」●（手稿）＊
- 資料㊹ 1958年4月21日「昭和32年度恵那人事協議会反省会」●（手稿）＊

引用文献

- 丸山義王, 2001, 「教職員の勤務評定の研究」『学校経営研究』, 26:60-82.
- 森田道雄, 1979, 「続・教育行政の地方自治原則と市町村教育委員会——中津川市教育委員会にそくして・1——」『福島大学教育学部論集』, 31:11-20.
- 森田道雄, 1986, 「地域にねざす教育行政の展開（上）——地域にねざす教育行政の展開（上）中津川市教育委員会にそくして・3——」『福島大学教育学部論集』, 40:47-64.
- 森田道雄, 1987, 「地域にねざす教育行政の展開（下）——中津川市教育委員会にそくして——」『福島大学教育学部論集』, 41:39-56.
- 森田道雄, 2000, 「恵那の教育運動」『1945年～1999年「恵那の教育」資料集編集委員会編「恵那の教育」資料集——ほんものの教育を求めつづけて——』桐書房, 1:26-77.
- 大津尚志, 1992, 「教員人事における県教委・地教委の関係に関する一考察」『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』, 12:75-82.
- 坂元忠芳, 2000, 「恵那の教育実践」『恵那の教育』資料集編集委員会編『1945年～1999年「恵那の教育」資料集——ほんものの教育を求めつづけて——』桐書房, 1:78-156.
- 佐貫浩, 1988, 「1958～59年の教師の勤務評定反対闘争の研究——〈その1〉岐阜県恵那地域の勤評闘争の展開と論理——」『法政大学文学部紀要』, 1:71-102.
- 佐貫浩, 2014, 「岐阜県恵那の教育運動の展開と戦後教育学——石田和男の教育運動と実践の理論の展開に即して——〈その1〉」, 『法政大学キャリアデザイン学部紀要』, 11:69-107.

- 「戦後日本教育史料集成」編集委員会, 1983, 「教員の勤評をめぐって」『戦後日本教育史料集成 勤務評定と教師』三一書房, 6:21-242.
- 副田義也, 2012, 『教育基本法の社会史』, 有信堂, 211-224.
- 戸田浩史, 2010, 「昭和29年の教育二法の制定過程——教育の政治的中立性をめぐる国会論議——」『立法と調査』文部科学委員調査室, 305:43-57.
- 山沢智樹, 2012, 「恵那教育会議研究における分析視点の検討」『教育論叢』, 55:33-42.
- 吉田茂, 1998 (1957年出版新潮社底本), 「目に余る偏向教育——第四次・第五次内閣当事の教育問題」『回想十年』中央公論, 2:457-459.

On the Formation of Autonomous Participation Identification among Teachers in Ena: A Study of Records of Ena's Personnel Council in Fight against National Performances Evaluation of Teachers in 1957

SHINOHARA Makiko

Abstract:

Teachers in Ena district have pursued the original education like *seikatsu tuzurikata*, that contributed to the regional education, and they also participated with the educational administration. Previous studies have shown that 1957 was the landmark year when the Ena teachers' union changed their policy against Japan teachers' union. However, previous studies have been conducted on the historical documents published after 1958 only. By discovery of unpublished documents of the Ena Personnel Council of the 1957, this paper examines in detail of Ena's educational autonomy from the viewpoint of social movement. The detailed analysis shows that (1) the Ena Personnel Council coordinated the election of the Council members with the voting rights and eligibility for election held by all teachers of elementary and junior high schools in Ena region; (2) it conducted a detailed survey on students and teachers independently of the national governments and the union; (3) it realized human resource management in a democratic manner. The council seriously respected the requests from every teachers and recommended core members of the educational administration. In conclusion, Ena teachers could stand up against the national policy because of the council's democratic procedure among all teachers including principals. This can be identified as the formation of autonomous participation.

Keywords: autonomous, participation, Ena, Personnel Council, life composition

自律的参画へのプロセス

——勤務評定闘争における「恵那人事協議会」の1957年度の記録から——

篠原 眞紀子

要旨:

恵那地方の教師たちは、地域の教育行政組織を巻き込んで独自の生活綴り方・地域教育を実践してきた。とくに1957年は勤務評定闘争時で恵那教組が日教組に方針転換を示した年度だが、先行研究は1958年以降に限られる。本論文は新たに発掘した恵那人事協議会1957年度の資料を分析し、社会運動の観点から恵那の教育史を再検討する。資料を時系列と記述内容から分析すると、恵那人事協議会の3つの執行が明らかとなった。即ち、恵那地方の全小中学校の教師が選挙権・被選挙権を持ち選挙を執行させた事、国が行う勤務評定に匹敵する詳細な実態調査を人事協が行なった事、恵那の全小中学校全教員の異動希望を受け人事交渉に当たり、教育行政の主要メンバーを推薦した事である。重要なのは、一連の執行が校長も含め全教員に徹底した民主主義的な手続きで行われた事で、全教員が立ち上がる力を得た事である。自律的参画へのプロセスが導かれたものといえる。

